2023 年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況

1. 対象期間

2023年4月1日 ~ 2024年3月31日

2. 法定基準の遵守状況

		ASR ※1	エアバッグ類	
再資源化率 ※2	基準	30%以上(2005年度~2009年度) 50%以上(2010年度~2014年度) 70%以上(2015年度~)	85%以上	
	 実績	96. 6%	96. 6%	

3. 再資源化等の状況

	ASR		エアバッグ類		フロン類 ※3	
	指定引取場所での 引取台数 ※4	119,687台	取外回収台数	23, 488 台	CFC 引取台数	338 台
□ I Fig. /> 米b			 車上作動台数 	87, 315 台		
引取台数	委託全部利用投入 解体自動車台数 ※5	5, 208 台	一部取外回収/ 一部車上作動台数	1,531 台	HFC 引取台数	106, 625 台
	合 計	124, 895 台	合 計	112, 334 台	合 計	106, 963 台
	ASR 引取重量①	20, 632. 6 t	取外回収個数	98, 020 個	CFC 引取重量	32, 088kg
引取量	委託全部利用引渡 ASR 相当重量②	892.1 t	車上作動個数	360, 203 個	HFC 引取重量	21, 743. 3kg
	合 計	21, 524. 7 t	合 計	458, 223 個	合 計	21, 775. 4kg
	再資源化施設 ※6 ASR 投入重量③	20, 632. 6 t	再資源化施設	65, 668. 6		
	再資源化施設 ASR 排出残さ重量④	717. 5 t	引取重量⑦	Kg		
再資源化 重量	委託全部利用投入 ASR 相当重量⑤	892.1 t		63, 466. 3 kg		
	委託全部利用 排出残さ重量⑥	12.9 t	 再資源化重量® 			
	合計(③-④)+(⑤-⑥)	20, 794. 3 t				

4. 再資源化等に要した費用の収支状況

	項目	合 計			
	块 口	ПП	内 ASR	内 エアバッグ類	内 フロン類
収入	払渡しを受けた預託金の額(1)	1, 386, 264, 059 円	852, 490, 449 円	281, 589, 668 円	252, 183, 942 円
入	内 預託金利分	176, 536, 039 円	_		
	再資源化等に要した費用 (2)	1, 290, 095, 106 円	801, 645, 618 円	281, 384, 190 円	207, 065, 298 円
支出	内 社内費用(人件費)	17, 966, 484 円		_	
	内 社内費用(システム費)	8, 010, 849 円		_	
	リサイクル収支(税引前)(3)	96, 168, 953 円		_	
	[(3) = (1) - (2)]	90, 100, 955 <u>F</u>		_	

(参考1)リサイクル収支から拠出の費用

公益財団法人 自動車リサイクル		8, 000, 000 円	
高度化財団への拠出(注1)	(4)	8,000,000円	_
拠出後の収支 (5)		00 160 052 111	
[(5) = (3) - (4)]		88, 168, 953 円	_

(注1) 公益財団法人自動車リサイクル高度化財団の詳細はホームページをご覧ください(https://j-far.or.jp/)

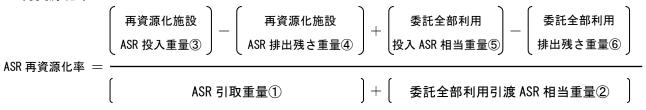
(参考2) 再資源化等の運営に要したメーカー負担金とメーカーとしてのリサイクル全体収支

	自動車リサイクル促進センターの 運営関連費用	61, 810, 090 円	_
	ASR リサイクル関連費用	26, 645, 604 円	_
	合 計 (6)	88, 455, 694 円	_
メー	カーとしてのリサイクル全体収支		
(Δ	(7)	△286, 741 円	_
	[(7) = (5) - (6)]		

[注記]

※1. ASR (=Automobile Shredder Residue) とは、 使用済自動車から有用資源を回収した後に 残る破砕残さ。

※2. 再資源化率



エアバッグ類再資源化率

エアバッグ類再資源化施設引取重量⑦

- ※3. CFC (=特定フロン CFC12)・HFC (=代替フロン HFC134a) はともにカーエアコン用冷媒。SUBARU は 1994 年までに CFC からオゾン層に害のない HFC に切替えを完了したが、HFC も地球温暖化には 影響があるとされており、自動車リサイクル法に基づく引取・破壊を実施している。
- ※4. 指定引取場所とは、主務大臣の認定を受けて定めた引取場所のこと。
- ※5. 主務大臣の認定を取得した全部再資源化業務委託先(解体事業者、プレス・せん断処理業者) が国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合に、その引渡先は委託全部利用となる。
- ※6. 再資源化施設とは、主務大臣の認定を取得した指定引取場所のうち、基準に適合した施設を示す。

【本情報の訂正について】

2024年6月28日に公開しました情報に誤りがありましたため、訂正しております。

以上